

井手町教育大綱

令和4年3月

京都府 井手町

1 目標

子どもたちの夢と未来、住民のいきいき活動を支援し、豊かに人が育つまちをつくる。

2 方針

- (1) 「第5次井手町総合計画」の教育に関する事項を方針とする。
- (2) 「第5次井手町総合計画」において、重点的に取組を進めている下記の事項を方針に組み入れる。

① 中学生夢・未来支援事業の推進

泉ヶ丘中学校生徒の夢や未来を支援するため、グローバル化に対応した国際交流・海外派遣事業並びに、スポーツに励む生徒への部活動支援事業の継続・充実を図る。

② 特別支援教育に係る事業の推進

障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を進めるため、特別支援教育支援員配置事業や通級指導教室の継続・充実を図る。また、令和4年4月開校の京都府立井手やまぶき支援学校と緊密に連携・協力していく。

③ いじめ防止等の取組の推進

「井手町いじめ防止基本方針」に基づき、人権尊重の精神のもと、いじめの防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、児童・生徒の生命又は身体の保護を要する緊急の事態に

対して、速やかに対応するよう努める。

3 期間

令和3年度から令和7年度の5年間とします。

*第5次井手町総合計画中間年まで終了年まで)